

平成 23 年 12 月 27 日
消費者担当大臣会見配布資料

国民生活センターの在り方の見直しについて

平成 23 年 12 月 27 日

1. 国民生活センターの在り方の見直しについては、第三者からなる「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」において、消費者庁との一元化以外の選択肢を含めて議論を進めてきた。また、財産事案の情報分析・提供等に関する消費者庁との一元化の試行の実施状況についても、検証・評価を行ってきた。
2. こうした検証会議の中間取りまとめを受け、政務三役として協議した結果、国民生活センターの各機能について、その全てを維持し、基本的に一体性を確保しつつ、より一層充実させていくこととする。このため、国民生活センターの各機能を、独立行政法人改革による新たな法人制度ではなく、国へ移行することが妥当との判断に至った。
国への移行の具体的な在り方については、中間取りまとめのとおり、別途検討の場を設けて、消費者行政全体の機能強化を図る観点から検討し、来夏までに結論を得る。その上で、平成 25 年度を目途に国民生活センターの各機能を国へ移行するため、所要の法整備等を行う。
3. なお、いわゆる「政府から独立した法人」との考え方については、①深刻な財政状況、②国民生活センターの機能を強化する必要性、③政府全体の独立行政法人改革の動向を踏まえれば、そのまま実現を図ることは難しく、国への移行の中でその趣旨を活かすことが現実的であると判断した。